

3 監 査 第 156 号
令 和 3 年 11 月 22 日

請求人（略）

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 原 よしのぶ

同 渡 辺 昇

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
（通知）

令和3年10月27日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和3年10月27日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

- 1 請求の対象となる職員又は機関
愛知県知事
- 2 請求の対象となる財務会計行為
「あいち若者ワクチン接種促進キャンペーン」に関する支出
- 3 当該行為が違法・不当である理由
愛知県が行っている「あいち若者ワクチン接種促進キャンペーン」の対象が一部であるにもかかわらず、税金が使われている。そもそも新型コロナワクチンは、感染を防ぐものではない、重症化を防ぐかどうかも定かではないといった薬物であり、そのような製薬会社の利権満載の代物に、2万人×1万円（総額2億円）もの税金を使うことが不当である。
- 4 請求する措置
「あいち若者ワクチン接種促進キャンペーン」の即刻中止を求める。

第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員の財務会計上の行為について、違法又は不当である旨を指摘することをその要件としている。

この点、請求人は、「あいち若者ワクチン接種促進キャンペーン」の対象が一部であること、新型コロナワクチンの効果が定かではないこと等を理由として当該キャンペーンに係る支出が不当である旨を主張しているが、これらは、請求人の県政に対する自らの見解を述べているにとどまることから、いずれも財務会計上の行為が違法又は不当である旨の指摘として失当であり、その余を審査するまでもない。

第3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。